競争入札参加資格審査申請の手引き
（物品・役務関係）

この申請は、令和９年度に江別市の機関が行う物品及び役務に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の審査を行い、競争入札参加資格者名簿に登録するためのものです。
申請する方は、本手引きを熟読の上、必ず期限までに申請書、必要書類等を提出してください。

＊　江別市の機関とは、江別市各部等、江別市水道部、江別市立病院、江別市教育委員会をいいます。
＊　物品及び役務の範囲は、物品の購入、製造の請負、修繕（改造を含む。）、借受け及び役務の提供（工事に係る設計、監理、地質調査及び測量を除く。）並びに物品の売り払いに係る契約をいいます。
＊ **令和７・８年度江別市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）に登録済の方は、登録の有効期間を令和９年３月３１日から令和１０年３月３１日に延長します。業種追加・市内移転を除き、延長に伴う申請は不要です。**

１　申請の受付方法

（１）　郵送による申請

受　付　期　間	申請先
令和８年１２月　１日（火） ～１２月１６日（水） （必着）	〒067-8674　北海道江別市高砂町６番地 江別市役所総務部財務室契約管財課契約係

＊　郵便は、書留等郵便追跡サービスが可能なもので送付願います。
＊　申請した書類に不備がある場合は、再提出が必要です。
＊　受付期間を過ぎて到着した申請書は、受付できませんので留意願います。
＊　小規模修繕等契約希望者登録との重複はできません。

（２）　持参による申請

受　付　期　間	受　付　場　所	受　付　時　間
令和８年１２月　１日（火） ～１２月１６日（水） （土日を除く）	江別市役所本庁舎２階 契約管財課	午前9時00分～12時00分 午後1時00分～ 5時00分

＊　申請に際しては、申請の内容について説明のできる方が持参してください。
　　また、受付期間を過ぎた場合は、受付できませんので注意してください。
＊　小規模修繕等契約希望者登録との重複はできません。
＊　郵送での提出にご協力願います。

2　競争入札に参加できない者

審査基準日（令和８年１２月１日）において、次の各号のいずれかに該当する者は参加資格の審査を申請することができません。

（１）　特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者でその復権を得ない者

（２）　江別市との入札及び契約等において、次の①～⑥のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者（ただし、その事実があった後、審査基準日において既に２年を経過した者については、この限りでない。）

①　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥　前記①～⑤のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（３）　次の①～③のいずれかに該当する法人

①　法人登記してから１年を経過していない者

②　直前１年間の決算における製造業、卸小売業、サービス業の実績高がない者

③　財務諸表を提出できない者

（４）　次の①、②のいずれかに該当する個人

①　創業して１年を経過していない者

②　直前１年間の決算における製造業、卸小売業、サービス業の実績高がない者

（５）　市税、消費税又は地方消費税を滞納している者

（６）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項に規定するもの並びに同項第１号、第２号及び第４号に規定する者を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者

3　参加資格の審査及び登録

参加資格は、次の事項について審査し、業種分類に基づく中分類ごとに登録します。

（１）　製造業・卸小売業・サービス業の実績高

（２）　経営規模

①　資本金

②　常勤職員数

（３）　経営状況

①　流動比率

②　売上純利益率

③　営業年数

4　参加資格の審査基準日

令和８年１２月１日

5　登録の有効期間

令和９年３月１日から令和１０年３月３１日まで（ただし、令和９年度予算で発注するもの。）。

６　提出書類等

申請の際は、競争入札参加資格審査申請書以下の書類等を次表の順番に並べ、**クリアファイル等でまとめて**提出してください。

提出書類等名	必要書類			
	新規で申請する方		令和7･8年度名簿に掲載されている方	
	法人	個人	業種追加	市内移転
（１）競争入札参加資格審査申請書（物品・役務関係）	○	○	○	○
（２）申請書別紙（１～８） ＊記入すべき項目がない用紙については提出不要	○	○	○　（追加業種分のみ。３と４必須）	△　（５と６：登録業種に必要な物）
（３）現在事項全部証明書（旧商業登記簿抄本）又は 履歴事項全部証明書（旧商業登記簿謄本）　［複写可］	○			△　（本店移転の場合）
（４）身分証明書［複写可］		○		△　（本籍変更の場合）
（５）財務諸表（直近のもの）				
貸借対照表、損益計算書［複写可］	○		○	
財務諸表（個人用）［様式１］		○	○	
（６）許可、認可又は登録の証明書［複写可］	○	○	△　（業種に必要な物）	△　（業種に必要な物）
（７）営業証明書(江別市内に本店・受任先がある場合）［複写可］	○			○
（８）納税証明書（消費税）［複写可］	○	○		
（９）納税証明書(江別市税。納付すべき税がある場合）［複写可］	○	○		○
(10）印鑑証明書［複写可。拡大・縮尺は不可。］	○	○		
(11）構成員名簿（協同組合等の場合）	○			
(12）受付票	○	○	○	○
(13）返信用はがき（※封筒不可）	○	○	○	○

＊　申請書を受理した証明（受理票等）を要する場合は、任意の様式を作成し、提出してください。郵送による申請の場合は、任意の様式に加え、宛名を記載した返信用封筒（110円切手を貼付したもの）を同封してください。

7　記入要領

提出書類名	記入にあたっての注意事項
競争入札参加資格審査申請書	
【申請者】（本店）	所定の事項を記入し（ゴム印を使用しても構いません）、代表者の印鑑証明書の印と代表者の使用印（印鑑証明書の印と同じ場合・受任先を設定する場合も）を押してください。 **［法人の場合］** ① 申請者は本店の代表者です。 ② 商号は次のとおり略して記入して構いません。 株式会社…(株) 有限会社…(有) 合名会社…(名) 合資会社…(資) 合同会社…(合) 財団法人…(財) 一般財団法人…(一財) 公益財団法人…(公財) 一般社団法人…(一社) 公益社団法人…(公社) 社会福祉法人…(福) 協同組合…(同) 協同組合連合会…(協連) 協業組合…(業) 企業組合…(企) **［個人の場合］** ① 役職名は「代表」と記入してください。 ② 所在地は、主たる事業所の所在地を記入してください。
【登録区分】	新規に申請する場合は「新規」の1番に、令和7･8年度に登録している場合は「更新」の2番に○印を付けてください（令和6年度以前に登録があっても、令和7･8年度に登録していない場合は「新規」になります。）。
【企業規模区分】	別表１「中小企業者の範囲」（Ｐ９）に基づき、該当する番号に○印を付けてください。
【所在地】	本店の所在地について、該当する番号に○印を付けてください。受任先を設定する場合も同様です。
【主たる申請業種分類区分】	申請者の**主たる業種**を１つ選び、該当する番号に○印を付けてください。
消費税に関する申出	該当する番号に○印を付けてください。
契約に関する権限の委任 （受任先の設定）	★　契約に関する次の権限を**全て**受任者（支店長等）に委任する場合、「有」の１番に○印を付け、受任先（支店等）を記入してください（権限の一部だけの委任は不可）。この場合において、契約書記載の代表者は受任者となります。 １　入札、見積及び開札に関する件 ２　契約の締結に関する件 ３　契約金額の請求に関する件 ４　入札、見積及び開札に関する復代理人の選任の件 ５　その他契約に関する一切の件 ★　委任しない場合 「無」の２番に○印を付け、以下の記入・印は不要です。
受任者使用印	入札書、見積書、契約書、請求書等に使用する受任者の印鑑を押してください。**（個人印ではなく、職名が表示されたもの〔○○支店・支店長之印〕など）**
本申請に係る連絡先	申請書の内容がわかる担当者等の所属、氏名、電話番号を記入してください。
メールアドレス	メールアドレスを使用した指名通知等の入札情報の提供が可能か検討中です。入札情報を受け取る際に使用するメールアドレス（担当者の個人メール、会社の代表メール　等）をお持ちであれば参考に記入願います。メールアドレスをお持ちでなければ空欄で構いません。

申請書別紙１～８	用紙が８種類あります。 申請内容はデータとして登録されますので正確に記入してください。なお、控えが必要な場合は、あらかじめ写しをとってください。
申請書別紙１	金額は全て千円未満切り捨て
経営状況	
資本金 [法人の場合]	貸借対照表上の「資本の部」の「資本金」を記入してください。（ただし、現在事項全部証明書の資本金と一致しない場合は、どちらか新しい方を記入してください。）
純資本金（元入金） [個人の場合]	財務諸表（個人用）［様式１］の「純資本金（元入金）②」を記入してください。
常勤職員数	審査基準日（令和８年１２月１日）現在において常時雇用している正社員の数を記入してください。
流動比率	貸借対照表の流動資産及び流動負債の金額及びその比率を記入してください。なお、流動比率の小数点以下は小数第３位で四捨五入し、第２位まで記入してください。
売上純利益率	損益計算書の**税引後**の当期純利益及び売上高及びその比率を記入してください。なお、小数点以下は小数第３位で四捨五入し、第２位まで記入してください。
営業年数	創業から審査基準日（令和８年１２月１日）までの営業年数(１年未満切り捨て)を記入してください。なお、休業又は転(廃)業の期間がある場合は、その期間を除いてください。
申請書別紙２	
基準日前２年間の 主たる営業実績	江別市、他の官公庁及びその他民間における主な契約実績について、**当該期間に契約を交わしたもの（同種のものは２つまで）**を記入してください。 なお、記入する契約金額は税込（千円未満切り捨て）とし、単価契約の場合は（予定）総額を記入してください。 証明する書類（契約書の写し等）は必要ありません。
申請書別紙３・４	申請業種は、別表２「営業品目分類表」（Ｐ10～Ｐ15）の中から申請する業種（中分類）を選んでください。 **記入順は、大・中・小分類の番号順**とし、記入方法については記入例を参照してください。
申請業種分類番号	別表２「営業品目分類表」に基づき、大分類番号（製造業は「01」、卸小売業は「02」、サービス業は「03」）及び**中分類（番号及び業種名）**を記入してください。
業種別年間実績高	実績高は、令和８年１２月１日を基準日とし、申請する業種別に直近１事業年度の実績高（令和７年度の決算数字）をそれぞれ記入してください。 申請する業種以外の実績高がある場合は、申請書別紙４「申請業種等（その２）」の「上記以外の実績高」欄に記入してください。 なお**合計実績高は、損益計算書の売上高と一致**します。必ず記入してください。
小分類番号・ 取扱品目例番号	別表２「営業品目分類表」に基づき、申請する業種（中分類）に対応する**小分類番号**を記入し、**取扱品目例（業務例）（主なもののみを記載してあります。）**で該当するものがあれば、小分類番号の右側の欄に記入してください。

申請書別紙５	
登録に必要な許認可・資格等	申請する業種が大分類「03 サービス業」の小分類 「339 建物一般清掃業」～「341 高層外装清掃業」、 「343 室内空気環境測定業」～「346 ねずみ、昆虫等防除業」、 「348 常駐(巡回)警備業」～「350 駐車場整理業」、 「352 高圧電気設備保安業」、 「355 ボイラー設備保守業」～「356 消防設備保守点検業」、 「360 一般廃棄物収集運搬業」～「367 特別管理産業廃棄物処分業」に**該当する場合のみ**提出してください。 ※ **証明書・免許証等の写しを添付してください。** ※ 個人資格については、**１資格につき１名を記入**してください。 （**受任先を設定する場合は、受任した支店等に勤務する有資格者のみ**を記入してください。）
申請書別紙６	申請業種別に区分して記入してください。
機械器具・運搬具等所有状況調書	申請する業種が大分類「03 サービス業」の中分類 「53 建物清掃業」 「54 建物環境衛生管理業」 「55 警備業」 「56 建物設備等保守管理業」 「57 廃棄物処理業」　　に該当し、機械器具・運搬具等を所有している場合のみ提出してください。 申請する本店若しくは支店・営業所等において市内及び近郊で使用できるものについてのみ記入してください。
申請書別紙７	
代理店・特約店関係	申請する業種に関する代理店又は特約店である場合は、その会社名を記入してください（証明書は必要ありません。）。
許認可等事項	**申請書別紙５に記載の資格以外で、**申請する業種に関して会社として受けている許可、認可又は登録がある場合は、選択肢の中からその名称を選んでください（工事関連の資格を除く。）。選択肢にない場合は、空欄に名称を記入してください。 ※ **＜会社資格＞のみを記入してください。** ※ **証明書の写しを添付してください。**
申請書別紙８	
特定関係調書	他者と特定関係にある場合は「あり」を○で囲み、その会社名、所在地を記入してください。なお、特定関係とは次の①～③のことです（ただし、他者が江別市に申請する場合のみ「あり」となります。）。 ①　親会社（又は子会社）の関係にある場合 ②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ③　現在事項全部証明書に「取締役」として記載されている人物が、他の申請者の現在事項全部証明書にも「取締役」として記載されている場合(ただし監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社等における取締役、社外取締役、定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役は除く）　**※「なし」の場合でも必ず提出してください。押印不要です。**

添付資料	
現在(又は履歴)事項全部証明書［複写可］	審査基準日の**３ヵ月以内**に発行された最新の内容のものを提出してください。
身分証明書 ［複写可］	審査基準日の**３ヵ月以内**に発行された最新の内容のものを提出してください。（本籍地の市（区）町村発行）
貸借対照表、損益計算書 ［複写可］	審査基準日（令和８年１２月１日）直近１事業年度分を提出してください。
財務諸表（個人用） ［様式１］	最新の確定申告内容に基づいて記入してください。なお、**確定申告時の損益計算書・貸借対照表の写しを添付**してください。
許可、認可又は登録の証明書［複写可］	申請する業種のうち法令の規定により許可、認可又は登録が必要なものは、その証明書を提出してください。 なお、許可等の有効期限が登録の有効期間内に満了する場合は、新たに許可等を受けた証明書を直ちに提出してください。 **※個人の免許証は１名分で可。**
営業証明書 ［複写可］	**本店又は受任先が江別市（営業証明書に記載されている所在地が江別市）にある場合のみ**提出してください。ただし、個人事業者及び法人市民税の非課税団体は、提出不要です。 審査基準日の**３ヵ月以内に江別市から**発行された最新の内容のものを提出してください。 「営業証明書」は市役所本庁舎1階10番窓口で発行しています。なお、法人の場合、発行申請には代表印が必要となります。（営業証明書が発行されるためには江別市市民税課に法人設立（設置）届出書が提出されている必要があります。）
納税証明書（消費税） ［複写可］	納税証明書は、課税業者・免税業者に関わりなく管轄する税務署にて発行されます。 **納税証明書の種類は、その３ 又はその３の３（法人）その３の２（個人）（いずれも未納の税額がないことの証明）**です。 消費税の納税証明書に、中間申告にかかる課税の未到来納期限が記載されている場合、納期限が審査基準日より前の日付になっている場合は、当該課税分について納付したことのわかる書類を添付して提出していただくか、納付後に再度納税証明書を取得して提出して下さい。 審査基準日の**３ヵ月以内**に発行されたいずれかのものを提出してください。
納税証明書（江別市税） ［複写可］	**江別市に納付すべき税(全税目)がある場合は、未納がない旨**の証明書を提出してください。他市町村の証明は必要ありません。 審査基準日の**３ヵ月以内**に発行された最新の内容のものを提出してください。 「納税証明書」は、市役所本庁舎１階10番窓口で発行します。なお、法人の場合、発行申請には代表印が必要となります。（本庁舎以外でも発行できますのでお問い合わせください。） なお、「納税証明」を請求する直前に市税を納められているような場合は、証明窓口において納付の確認ができないことがあります。このような場合には、領収書または金融機関発行の納付を証明する書類をお持ちになって、「納税証明」を請求してください。
印鑑証明書［複写可］	基準日の**３ヵ月以内**に発行された、法人代表者の印（個人の場合は代表者の個人印）の証明書を提出してください。写しの場合拡大・縮小コピーは不可です。
構成員名簿	協同組合、協業組合、企業組合などの組織として申請する場合に提出してください。
受付票	受付票及に必要事項を記入し、提出書類等確認表で提出書類等に漏れがないか確認した上で提出してください。
返信用はがき （※封筒不可）	郵政はがきの表面に送付先を記入のうえ提出してください。本はがきをもって競争入札参加資格決定を通知します。 **＊郵政はがきの裏面については市ホームページにて指定の様式を印刷又は貼付してください。**

８　参加資格の審査結果の通知

参加資格の審査結果は、令和９年２月に通知します。

９　変更届等

申請書受付後、次の事項に変更があったときは、速やかに変更届と必要な添付書類を提出してください。様式は市ホームページに掲載しています。

① 商号又は名称
② 代表者
③ 受任者
④ 所在地（本社・受任先）
⑤ 実印
⑥ 使用印
⑦ 電話番号・ＦＡＸ番号

また、相続により営業の承継が行われた場合、合併により解散することとなった場合、営業の譲渡が行われた場合等は、別途事務手続きが必要となりますので速やかに申し出てください。

１０　問い合わせ先

〒067－8674　江別市高砂町６番地
江別市総務部財務室契約管財課契約係
電　話　０１１－３８１－１０６６　　ＦＡＸ　０１１－３８１－１０７０

別　表　1

中小企業者の範囲

官公需確保法第２条第１項及び同法施行令第１条の規定により、中小企業者として取扱われるものは、次のとおりです。

【会社及び個人】

会社にあっては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の（A）の「資本の額又は出資の総額」又は（B）の「常時使用する従業員の数」のいずれかの要件を充足しているもの。

個人にあっては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の（B）の「常時使用する従業員の数」の要件を充足しているもの。

業　　種	（A）資本の額又は出資の総額	（B）常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運送業、その他の業種（②～⑤に掲げる業種を除く）	３億円以下	３００人以下
② 卸売業	１億円以下	１００人以下
③ サービス業	５千万円以下	１００人以下
④ 小売業	５千万円以下	５０人以下
⑤ 政令指定業種 ａ．ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	３億円以下	９００人以下
ｂ．ソフトウエア業又は情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
ｃ．旅館業	５千万円以下	２００人以下

【組合】

① 企業組合
② 協業組合
③ その他特別な法律によって設立された組合及びその連合会であって、次に掲げるもの

事業協同組合　　事業協同小組合　　協同組合連合会
商工組合　　商工組合連合会
商店街振興組合　　商店街振興組合連合会

〔注１〕　③でいう特別な法律とは、中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)及び商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)を指す。

〔注２〕　③に掲げる組合又はその連合会については、その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が【会社及び個人】の中小企業者に該当するものに限る。

営業品目分類表

別 表 2

大分類		中分類		小分類		取扱品目例（業務例）
番号	名称	番号	対応業種分類	番号	分類名	
01	製造業	01	一般機械器具製造業	101	ボイラ・原動機	
				102	農業用機械	
				103	建設機械	
				104	事務用機械	
				105	特殊産業用機械	
				106	その他一般機械器具	1:水処理機 2:空調機器 3:汚水処理機械類 4:給水機器 5:水道資材 6:油圧ﾎｰｽ 7:ﾊﾞﾙﾌﾞ 8:ｴｱｰﾌｨﾙﾀｰ 9:高圧ｺﾞﾑﾎｰｽ
		02	電気機械器具製造業	107	発電用・送電用器具	1:制御盤 2:配電盤 3:変圧器 4:発電機 5:受変電設備
				108	通信機械器具	
				109	電子計算機・同付属装置	
				110	電子応用装置	
				111	電気計測器	
				112	電子機器・通信機器用部品	
				113	その他電気機械器具	1:街路灯
		03	輸送機械器具製造業	114	自動車・同付属品	1:架装部分 2:自動車ｴﾝｼﾞﾝ
				115	その他輸送用機械器具	
		04	精密機械器具製造業	116	計測器・測定器・分析機器・試験機	
				117	測量機械器具	
				118	医療用機械器具・医療用品	
				119	理化学機械器具	
				120	光学機械器具・レンズ	
				121	その他精密機械器具	
		05	繊維製品製造業	122	被服・寝具製品	
				123	手芸用品	
				124	その他繊維製品	1:ﾃﾝﾄ 2:幕旗
		06	木材・木製品製造業	125	木材・木製品	
		07	家具・装飾品製造業	126	家具・装飾品	
		08	紙・紙加工品製造業	127	紙・紙加工品	1:製図用紙 2:製図ﾌｨﾙﾑ類
		09	化学工業製品製造業	128	化学肥料	
				129	無機化学工業製品	
				130	有機化学工業製品	1:ﾋﾞﾆｰﾙ 2:ｺﾞﾐ袋
				131	医薬品	
				132	油脂加工製品	1:石鹸 2:洗剤

大分類		中分類		小分類		取扱品目例（業務例）
番号	名称	番号	対応業種分類	番号	分類名	
01	製造業	10	石油・石炭製品製造業	133	石油・石炭製品	1:ｱｽﾌｧﾙﾄ
		11	皮革製品製造業	134	皮革製品	
		12	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製品製造業	135	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製品	
		13	ゴム製品製造業	136	ゴム製品	
		14	窯業・土石製品製造業	137	ガラス・ガラス製品	
				138	セメント・セメント製品	1:ﾋｭｰﾑ管　2:生ｺﾝｸﾘｰﾄ製品
				139	ﾀｲﾙ・ﾚﾝｶﾞ・ﾀｲﾙﾚﾝｶﾞ製品	
				140	その他窯業・土石製品	1:ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物　2:ｱｽｺﾝ
		15	鋼材・鋳鋼等製造業	141	鋼材・鋳鋼等製品	1:鉄蓋
		16	金属製品製造業	142	暖房装置・配管工事用付属品	
				143	建設用・建築用金属製品	1:ﾌｪﾝｽ(ｱﾙﾐ材を除く)　2:鉄骨　3:ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ 4:橋梁鉄骨
				144	金属プレス製品	
				145	その他金属製品	1:金属製くずかご　2:ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ物置　3:ｶﾞﾚｰｼﾞ 4:ｼｬｯﾀｰ
		17	食料品・飲料製造業	146	食料品・飲料	
		18	出版・印刷業	147	出版	
				148	印刷・製本	1:一般印刷　2:軽印刷　3:ﾌｫｰﾑ印刷 4:地図印刷　5:特殊印刷
		19	その他製造業	149	看板・標識等製品	
				150	玩具・運動競技用製品	
				151	他に分類されない製品	1:印判　2:遊具　3:たたみ　4:黒板 5:ﾓﾆｭﾒﾝﾄ　6:美術品　7:模型物 8:事務用品

大分類		中分類		小分類		取扱品目例（業務例）
番号	名称	番号	対応業種分類	番号	分類名	
02	**卸小売業**	**20**	**一般機械器具卸小売業**	201	ボイラ・原動機	
				202	農業用機械	1:ﾄﾗｸﾀｰ 2:芝刈り機
				203	建設機械	
				204	特殊産業用機械	
				205	消防用機械器具	1:防災資機材 2:屋内消火栓用ホース
				206	厨房用機械器具	1:ｶﾞｽ器具 2:洗浄器具 3:消毒器具
				207	事務用機械器具	1:ｺﾋﾟｰ機 2:ﾌｧｯｸｽ 3:ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ 4:ﾄﾅｰ
				208	除雪用機械器具	
				209	その他一般機械器具	1:ｽﾉｰﾎﾟｰﾙ 2:空調機器 3:ろ布 4:ｴｱｰﾌｨﾙﾀ 5:ﾚﾍﾞﾙﾏﾝﾎｰﾙ 6:水道資材 7:物置・ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ
		21	**電気機械器具卸小売業**	210	発電用・送電用	
				211	通信機械器具	1:無線機
				212	電子計算機・同付属装置	1:ﾊﾟｿｺﾝ 2:ｻｰﾊﾞｰ 3:ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ関連機器 4:ﾌﾟﾘﾝﾀｰ 5:ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ
				213	電子応用装置	
				214	電気計測器	
				215	電子機器・通信機器用部品	
				216	その他電気機械器具	1:ｱﾝﾌﾟ 2:その他音響装置 3:その他映像装置 4:電光板 5:回転灯 6:蓄電池 7:蛍光灯 8:LED照明 9:コンセント 10:プラグ 11:家電
		22	**輸送機械器具卸小売業**	217	自動車・同付属品	1:ﾀｲﾔ
				218	その他輸送用機械器具	1:ｵｰﾄﾊﾞｲ 2:ｽｸｰﾀｰ 3:自転車 4:ｵｰﾄﾊﾞｲ部品
		23	**精密機械器具卸小売業**	219	計測器・測定器・分析機器・試験機	1:水道ﾒｰﾀｰ 2:ｶﾞｽﾒｰﾀｰ
				220	測量機械器具	
				221	医療用機械器具・医療用品	1:CTｽｷｬﾅｰ 2:X線装置 3:車椅子 4:AED
				222	理化学機械器具	
				223	光学機械器具・レンズ	1:写真用品 2:顕微鏡 3:映写機 4:時計
				224	その他精密機械器具	1:ｵｿﾞﾝ脱臭機
		24	**繊維製品卸小売業**	225	被服・寝具製品	1:被服 2:布団 3:毛布 4:作業衣
				226	手芸用品	
				227	その他繊維製品	1:軍手 2:旗 3:国旗 4:ｴｱｰﾃﾝﾄ 5:横断幕 6:ﾃﾝﾄ
		25	**皮革製品卸小売業**	228	皮革製品	1:革靴 2:革手袋 3:ｺﾞﾑ長靴 4:ｺﾞﾑ手袋 5:雨衣 6:防水前掛け
		26	**化学工業製品卸小売業**	229	無機化学工業製品	1:苛性ｿｰﾀﾞ 2:塩化第二鉄
				230	有機化学工業製品	1:高分子凝集剤
				231	油脂加工製品	1:洗剤 2:石鹸
				232	その他化学工業製品	1:凍結防止剤 2:融雪剤 3:塩ﾋﾞ管 4:乳剤 5:ｺﾞﾐ袋 6:ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ

大分類		中分類		小分類		取扱品目例（業務例）
番号	名称	番号	対応業種分類	番号	分類名	
02	**卸小売業**	**27**	**医薬品･化粧品卸小売業**	233	医薬品･化粧品	1:化粧洗顔石鹸 2:ｼｬﾝﾌﾟｰ 3:歯磨き 4:紙おむつ
		28	**窯業、土石製品卸小売業**	234	ガラス･ガラス製品	
				235	セメント･セメント製品	
				236	ﾀｲﾙ･ﾚﾝｶﾞ･ﾀｲﾙﾚﾝｶﾞ製品	
				237	砂利･砕石	
				238	その他窯業･土石製品	1:火山灰 2:土 3:再生ｱｽﾌｧﾙﾄ 4:ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物 5:滑り止め材
		29	**建築材料卸小売業**	239	建築材料	1:木材 2:鋼材 3:ｱﾙﾐｻｯｼ 5:ｼｬｯﾀｰ 6:単管 7:防球ﾈｯﾄ
		30	**燃料卸小売業**	240	燃料	1:ｶﾞｿﾘﾝ 2:軽油 3:重油 4:灯油 5:A重油 6:ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ 7:木炭 8:薪 9:ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ
		31	**家具、建具、什器卸小売業**	241	家具･建具･什器	1:机 2:椅子 3:ﾛｯｶｰ 4:ﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝ 5:ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ 6:暗幕 7:移動式書庫 8:書架 9:金庫 10:ｶｰﾃﾝ 11:たたみ
		32	**金物、荒物、日用品卸小売業**	242	金物･荒物･日用品	1:ｽﾄｰﾌﾞ 2:食器 3:ｽﾉｺ 4:強化磁器食器 5:石鹸
		33	**書籍、文房具、印判卸小売業**	243	書籍･文房具･印判	1:書籍 2:新聞 3:紙 4:文房具 5:画材 6:封筒 7:DVD
		34	**運動競技用具、遊具卸小売業**	244	運動競技用具･遊具	1:公園遊具 2:ｺﾝﾋﾞﾈｰｼｮﾝﾏｼﾝ 3:ﾕﾆﾎｰﾑ 4:剣道着 5:柔道着 6:その他運動着 7:ｽﾎﾟｰﾂ用靴 8:ﾃﾝﾄ
		35	**楽器等卸小売業**	245	楽器･譜面	
		36	**玩具･娯楽用品卸小売業**	246	玩具･娯楽用品	1:きぐるみ 2:おもちゃ
		37	**食料品、飲料卸小売業**	247	食料品･飲料	1:酒類 2:調味料 3:氷 4:清涼飲料水 5:米
		38	**農耕用品卸小売業**	248	種子･肥飼料･園芸資材等農耕用品	1:芝生 2:樹木 3:農薬 4:縄 5:むしろ 6:竹 7:街路樹用支柱 8:園芸用土
		39	**再生資源卸小売業**	249	鉄スクラップ	1:廃自動車 2:廃自転車 3:鉄屑 4:ｱﾙﾐ缶 5:機械
				250	非鉄金属スクラップ	
				251	古紙	1:不用古紙 2:古新聞
				252	その他再生資源	1:古ﾀｲﾔ 2:廃油 3:済ﾚﾝﾄｹﾞﾝﾌｨﾙﾑ 4:定着液廃液 5:木屑
		40	**電気卸小売業**	253	電力供給	
		41	**その他卸小売業**	254	他に分類されない卸小売業	1:美術品(絵画) 2:美術品(彫刻) 3:その他美術品 4:工芸品 5:ﾄﾛﾌｨ 6:ｶｯﾌﾟ 7:ﾓﾆｭﾒﾝﾄ 8:便器 9:動物等 10:消臭 11:除菌

大分類		中分類		小分類		取扱品目例（業務例）
番号	名称	番号	対応業種分類	番号	分類名	
03	サービス業	42	運輸・通信業	301	道路旅客運送業	
				302	道路貨物運送業	
				303	倉庫業	
				304	運輸に付帯するサービス業	1:旅行
				305	電気通信業	
				306	その他運輸・通信業	
		43	洗濯業	307	普通洗濯業	
				308	リネンサプライ業	1:貸しおむつ
				309	その他洗濯業	1:寝具消毒 2:乾燥
		44	写真業	310	一般写真業	
				311	商業写真業	
				312	写真現像・焼付業	
		45	車両整備業	313	自動車整備業	
				314	特殊車両整備業	
				315	その他車両整備業	
		46	機械、家具等保守・修理業	316	機械保守・修理業	1:重機
				317	家具修理業	
				318	その他保守修理業	1:火葬炉 2:電気製品 3:遊具 4:塗装修理 5:時計修理 6:楽器修理、調整、修正
		47	物品賃貸業	319	総合リース業	1:ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ 2:倉庫 3:ﾄｲﾚ
				320	産業用機械器具賃貸業	
				321	自動車賃貸業	
				322	事務用機械器具賃貸業	
				323	その他物品賃貸業	
		48	映画・ビデオ製作、放送業	324	映画・ビデオ製作、配給業	
				325	映画・ビデオサービス業	
				326	放送業	
		49	情報サービス、研究・調査企画サービス業	327	ソフトウェア業	
				328	情報処理サービス業	
				329	情報提供サービス業	
				330	その他情報サービス業	
				331	研究・調査企画サービス業	
		50	広告業	332	広告代理業	
				333	その他広告業	
		51	速記・筆耕・複写業	334	速記・筆耕業	1:ﾃﾞｰﾀ入力請負
				335	複写業	1:青写真 2:地図複製 3:ﾏｲｸﾛ写真 4:複写ｻｰﾋﾞｽ
		52	計量証明業	336	一般計量証明業	
				337	環境計量証明業	1:環境測定分析 2:作業環境測定分析 3:土壌汚染測定分析 4:水質汚濁測定分析 5:浮遊粉じん測定分析 6:放射能等測定分析
				338	その他計量証明業	1:金属、鉱物分析 2:貨物以外の質量証明 3:環境以外の濃度計量証明

大分類		中分類		小分類		取扱品目例（業務例）
番号	名称	番号	対応業種分類	番号	分類名	
03	サービス業	53	建物清掃業	339	建物一般清掃業	
				340	じゅうたんクリーニング業	
				341	高層外装清掃業	
				342	その他軽清掃業	
		54	建物環境衛生管理業	343	室内空気環境測定業	
				344	水質検査業	
				345	貯水槽清掃業	
				346	ねずみ、昆虫等防除業	
				347	その他衛生管理業	1:貯水池清掃業
		55	警備業	348	常駐(巡回)警備業	
				349	機械警備業	
				350	駐車場整理業	
		56	建物設備等保守管理業	351	一般電気設備保守業	
				352	高圧電気設備保安業	
				353	通信設備保守業	
				354	機械設備保守業	1:昇降機保守　2:給排水設備保守 3:空調設備保守 4:冷暖房設備保守 5:衛生設備保守　6:自動ﾄﾞｱ保守
				355	ボイラー設備保守業	
				356	消防設備保守点検業	
				357	電話交換業	
				358	受付案内業	
				359	その他建物設備等保守管理業	1:上下水道施設の運転管理業 2:上下水道管路施設の清掃 3:上下水道管路施設の調査 4:排水(配水)管の清掃 5:排水(配水)管の漏洩検査 6:排水(配水)管の維持管理 7:石油・A重油の地下タンク清掃 8:石油・A重油の地下タンク漏洩検査
		57	廃棄物処理業	360	一般廃棄物収集運搬業	1:ｺﾞﾐ収集運搬
				361	一般廃棄物処分業	1:ｺﾞﾐ処分
				362	し尿浄化槽清掃業	
				363	し尿浄化槽保守点検業	
				364	産業廃棄物収集運搬業	
				365	産業廃棄物処分業	
				366	特別管理産業廃棄物収集運搬業	
				367	特別管理産業廃棄物処分業	
				368	その他廃棄物処理業	
		58	医療業・保健衛生サービス業	369	検査業	1:臨床検査　2:井戸施設水質検査
				370	消毒業	1:電話機消毒
				371	その他医療業・保健衛生サービス業	1:診療報酬請求　2:健康診断
		59	給食業	372	給食業	
				373	食器洗浄業	
		60	その他サービス業	374	庭園等管理業	1:剪定
				375	草刈業	
				376	構内除排雪業	
				377	デザイン業	
				378	翻訳業	
				379	通訳業・通訳案内業	
				380	労働者派遣業	1:ALT
				381	車両運転管理業	
				382	他に分類されないサービス業	